

SPC JINJIKEN NEWS



「働き方改革実行計画」の内容が明らかに (3月28日)

政府の「働き方改革実現会議」は第10回会合を開き、働き方改革実行計画の内容を明らかにした。主な項目は「同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善」「罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正」「柔軟な働き方がしやすい環境整備」など。4月以降、労働政策審議会で検討のうえ関連法の改正案を臨時国会に提出する。

〔関連リンク〕
第10回 働き方改革実現会議 (首相官邸)
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hataraki_kata/dai10/giisidai.html

〔関連リンク〕

第10回 働き方改革実現会議 (首相官邸)

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hataraki_kata/dai10/giisidai.html

厚生年金加入の督促対策を強化へ 厚労省 (3月29日)

厚生労働省は、2017年度より、厚生年金に加入していない企業への加入促進策を強化する方針を明らかにした。現在、国土交通省と協力して建設業の許可・更新時に社会保険の加入状況を確認する取組み等を進めているが、今回は取組みの対象を飲食業や理容業にも広げる。未加入の場合は日本年金機構に通報する。国税庁から納税情報の提供を受ける回数も現在の年2回から大幅に増やす考え。

「改正雇用保険法等」が成立 (3月31日)

雇用保険料の引下げや育児休業期間の延長などが盛り込まれた「改正雇用保険法等」が参議院本会議で可決、成立した。育休期間は今年10月から最長2歳までの延長が可能となる。

〔関連リンク〕

雇用保険法等の一部を改正する法律案 (概要)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/193-01.pdf>

「くるみん」などの認定基準を厳格化 (4月1日)

厚生労働省は4月から、働きやすい職場づくりに取り組む企業を認定する制度である「くるみん・プラチナくるみん」(育児支援)、「えるぼし」(女性活躍)、「ユースエール」(若者育成)について、認定基準を厳格化した。すでに認定を受けている企業についても取消しの対象とする規定を新設した。

〔関連リンク〕

くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準・認定マークが改正されます

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/00156432.pdf>

トラックドライバーの「荷待ち時間」記録義務付けへ（4月10日）

国土交通省は、トラックドライバーの「荷待ち時間」を乗務記録に記載するよう義務付ける方針を明らかにした。運送会社が荷主に対して追加費用を請求しやすくし、ドライバーの待遇改善につなげるのが狙い。省令を改定し今年6月から実施の予定。

2019年春入社の就活日程は前年同様に 経団連方針（4月10日）

経団連が2019年春入社の就職活動に関する指針を発表し、活動日程は前年と同様、「3月1日：会社説明会解禁、6月1日：採用面接解禁」に決定したことがわかった。また、これまで5日以上と定めていたインターンシップについては1日からの実施を可能とし、採用活動への活用を禁じることを明記した。

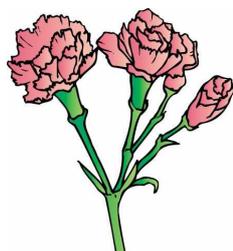
民法改正案が衆院通過 契約ルールを大幅見直し（4月14日）

債権関係の規定を大幅に見直す民法改正案が、衆議院本会議で可決された。参議院での審議を経て今国会で成立する見通しで、成立から3年以内に施行される予定。1896年の民法制定以来、初の大規模改正となる本改正案には、消費者の利益を一方的に損なう約款条項を無効とするなど、判例で定着している契約ルールが明記されている。

〔関連リンク〕

民法の一部を改正する法律案（法務省）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html



「健康経営」実行企業に優遇措置 政府方針（4月14日）

政府は、健康投資を行うなど従業員の体調管理を重視する「健康経営」を実行する企業に対して優遇措置を設ける方針を「未来投資会議」で示した。企業が加入する健康保険組合について後期高齢者支援金を安くする一方、取組みに消極的な企業の組合の支援金負担は高くする考え。

〔関連リンク〕

未来投資会議（首相官邸）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisa/isei/miraitoshikaigi/>

介護保険法改正案が衆院通過 高所得高齢者の自己負担引上げ（4月18日）

介護保険関連法改正案が衆議院本会議で賛成多数で可決された。参院での審議を経て5月中に成立する見通し。現役世代並みの所得のある高齢者が介護サービスを利用する際の自己負担割合を3割に引き上げる。来年8月から導入予定で、利用者の3%に当たる約12万人が対象となる見込み。

保険料の算出方法を簡易な手法に統一へ 規制改革会議が検討（4月20日）

政府の規制改革推進会議は、事業所の事務負担を軽減するため、健康保険や厚生年金保険など各種保険料の算出方法を簡易な手法に統一する検討を始めた。今後、投資等ワーキング・グループで議論を進める予定。



新情報 平成29年4月からの雇用保険二事業の助成金等の見直し

平成29年4月から、雇用保険二事業の助成金等の見直しが行われています。
全体像を紹介します。

◆◆ 平成29年4月から見直しが行われた助成金等 ◆◆

平成29年度予算の成立に伴い、次の助成金等について、新たなコースの新設、コースの整理統合、支給額の見直しなどが行われました。新設された助成金もあります。

① 労働移動支援助成金	⑨ 障害者雇用促進等助成金
② 65歳超雇用推進助成金〔高年齢者雇用安定助成金の内容も統合〕	⑩ 生涯現役起業支援助成金
③ 特定求職者雇用開発助成金	⑪ 人事評価改善等助成金〔新設〕
④ トライアル雇用奨励金〔トライアル雇用助成金に名称変更〕	⑫ キャリア形成促進助成金〔人材開発支援助成金に名称変更〕
⑤ 地域雇用開発助成金	⑬ キャリアアップ助成金（人材育成コース）
⑥ 両立支援等助成金	⑭ 指定試験機関費補助金
⑦ 人材確保等支援助成金	⑮ 障害者職業能力開発助成金
⑧ キャリアアップ助成金（人材育成コースを除く。）	⑯ 認定訓練助成事業費補助金
	⑰ 建設労働者確保育成助成金

● たとえば、②の「65歳超雇用推進助成金」については、これまでの高年齢者雇用安定助成金の助成内容も引き継ぎ、次の3コース制により実施することとされました。

- ・65歳超継続雇用促進コース（本年5月1日から助成額等も変更）
- ・高年齢者雇用環境整備支援コース
- ・高年齢者無期雇用転換コース

● 新設されものとして、⑪の「人事評価改善等助成金」がありますが、人事評価制度などを通じた生産性の向上に着目した助成金として、注目を集めています。

概要は次のとおりです。

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主に対して助成

→助成額：【制度整備助成】50万円

【目標達成助成】<80万円>

※目標達成助成は一定期間経過後、生産性要件、賃金アップ、離職率低下目標を達成した場合に支給

● “生産性の向上”という言葉が出てきましたが、これは、今回の改正のキーワードといえます。平成29年度予算において、生産性を向上させた企業への助成の割増の措置が拡充されています。これは、設定された「生産性要件」を満たせば、助成の割増が行われるというものです。

上記の「人事評価改善等助成金」のほか、多くの助成金に、「生産性要件」が設けられています。

☆ 個別の内容については、ピックアップしてお伝えします。

トピックス 新年度スタート 主な制度変更を確認しておきましょう

新年度がスタートしましたが、年度が替わる時期には、多くの制度変更が行われます。

厚生労働省が管轄する制度においては、どのような変更が行われたのでしょうか。企業実務に関連ある事項を中心に紹介します。対応に漏れがないか確認しておきましょう。

◆◆ 厚生労働省関係の主な制度変更（平成29年4月～） ◆◆

1 雇用・労働関係

□ 雇用保険率の引き下げ

雇用保険率を引き下げ。一般の事業にあつては次のとおり。

- 平成28年度：1,000分の11（被保険者負担分1,000分の4／事業主負担分1,000分の7）
- 平成29年度：1,000分の9（被保険者負担分1,000分の3／事業主負担分1,000分の6）

□ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の改正の施行

次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）及び特例認定（プラチナくるみん認定）の基準を見直し。

また、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）の基準も見直し。

2 社会保険関係

□ 平成29年度以降の在職老齢年金

平成29年度以降の厚生年金保険の在職老齢年金に関して、60歳前半（60歳～64歳）の「支給停止調整変更額」と、60歳後半（65歳～69歳）・70歳以上の「支給停止調整額」を、法律に基づき引き下げ。

- 平成28年度まで：47万円 → 平成29年度以降→46万円

〈補足〉60歳前半の支給停止調整開始額（28万円）については変更なし。

☆ この変更により、年金の支給額が減る（支給停止額が増える・新たに対象となる）という可能性があります。また、そもそもの年金額も、物価などの変動に応じた自動改定で0.1%引き下げられています。

□ 子ども・子育て拠出金率の引き上げ

子ども・子育て拠出金率を引き上げ。

- 平成28年度：1,000分の2.0 → 平成29年度：1,000分の2.3

〔確認〕子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、全額負担し納付する拠出金。その額は、使用する被保険者個々の標準報酬月額及び標準賞与額に、「子ども・子育て拠出金率」を乗じて得た額の総額となります。

☆ 子ども・子育て拠出金率が引き上げられました。本年4月分（5月納付分）以降の納付額を計算する際、率の変更に注意しましょう。